

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	土砂埋立て等に係る勧告に従わない土地所有者に対する命令	
根拠法令・条項	堺市土砂埋立て等の規制に関する条例第31条第2項	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>(土砂埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令)</p> <p>第31条 市長は、第26条(第2項を除く。)の規定による命令(土砂埋立て等の停止の命令を除く。)をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立て等について前条第1項の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 前条第1項の規定による確認(当該確認を行うべき時期において、第9条の許可又は変更許可の内容と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていた場合のものに限る。)を怠った者</p> <p>(2) 前条第2項の規定による報告を怠った者</p> <p>2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、同項の必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等)	ただし、行政手続条例第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき」に該当するときは、手続を省略する。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	